

令和3年 4月 28日

生徒並びに保護者のみなさま

県立尼崎高等学校長

**緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえた本校の対応について**  
**～部活動の制限について～**

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて標記事項については、令和3年4月28日付けで「緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえた県立学校における対応について」でお知らせしたところですが、同日、人の流れを更に減らす観点から、部活動の制限についての通知がありましたので、この通知を踏まえて下記の点についてお知らせします。

今日まで様々な感染防止に取り組んできましたが、本通知に従い更なる感染防止の徹底を図ってまいりますので改めましてご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

**記**

**1 令和3年4月29日（木・祝）～令和3年5月11日（火）の部活動について**

- (1) 原則休止とします。
- (2) 高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）への参加を認めます。
- (3) 大会等参加に伴う練習を行う場合は、大会初日の3週間前からとします。その際、感染防止対策（教育活動における感染防止対策を含む）を徹底のうえ、以下のとおりとします。
  - ア 活動場所は基本的に自校及びその周辺のみ活動とします。
  - イ 活動時間は、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内とします。
  - ウ 部員数が少なく自校内で練習試合（紅白戦）ができない場合のみ、他校と合同による練習を行うことを認めます。
  - エ 合宿等、宿泊を伴う活動は実施しません。